

第 1 2 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和4年12月13日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎  
委 員 加 屋 本 旬  
委 員 菅 沼 由 美  
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 欠席者 なし
5. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹  
教育総務課長 倍 楼 司  
学校教育課長 柴 田 憲  
学校給食センター長 福 永 崇 弘  
生涯教育課長 竹 内 圭 介  
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔  
教育総務課庶務係 大 竹 亮 司
6. 教育長の報告 報告第 1 号 教育行政動向報告(10月11日~12月13日分)について
7. 附議事件 議案第36号 令和4年度教育費補正予算に係る専決処理について  
議案第37号 七飯町就学指定校変更(校区外・区域外就学)に関する事務取扱要綱の一部改正について  
議案第38号 七飯町特認校制度実施要綱の一部改正について  
議案第39号 七飯町奨学金等償還支援事業助成金交付要綱の制定について  
議案第40号 七飯町老人大学開設要綱の一部改正について  
議案第41号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定に係る専決処理について
8. 閉 会 午後5時25分
9. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
10. 署 名 教育長 與 田 敏 樹

委 員 加 屋 本 旬

調整者 三 浦 啓 輔

## 別紙

- 與田教育長 : ただいまから令和4年第12回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。会議録署名委員の御指名でございますが、本日は、加屋本委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。
- 加屋本委員 : はい。
- 與田教育長 : 次、次第3、教育長の報告。報告第1号教育行政動向報告、10月11日から12月13日分までの日程で、今回は2か月分通じてお手元に配付のとおりでございます。
- 10月11日、第10回定例教育委員会議を開催しております。同日から18日にかけて、令和5年度教職員人事の第2次ヒアリングを実施しております。30名の教職員の調査をしております。
- 12日、北教組の全道キャラバンが行われまして、町長と一緒にお話を伺っております。
- それから、当日、小笠原アカデミー教育振興財団様から、今年度も書籍・書架を贈呈いただきまして、その贈呈式が函館市立亀田小学校で行われました。今年度につきましては、大中山中学校にいただいております。
- 13日、次の日ですけれども、日本公衆電話会様より、ネット安全に関するガイドブック264冊の寄贈がありました。町内の中学1年生及び義務教育学校7年生に配付しております。以前も寄贈いただいております。
- 16日、トルナーレガールズチャレンジカップが開催され、3チーム52名が参加をしております。
- さらに次のページになりますけれども、18日、定例校長会議を開催しております。五つの事項について情報提供を行っております。
- 19日、3年振りに北海道町村教育委員会連合会教育長部会研修会が札幌で開催されました。出席をしております。
- それから、20日、七飯町商工会女性部様より、ハロウィンの行事としてお菓子の詰め合わせ1,440個分、小学生及び義務教育学校前期課程の児童に配付しております。
- 24日、七飯町議会臨時会が開催されまして、教育委員会関係では社会教育施設等での臨時交付金事業の減額補正が可決されております。
- それから、教育指導監渡島教育局連携訪問ということで、大沼岳陽学校と七飯中学校に義務教育指導監と一緒に出席をしております。
- 25日、令和4年度「七飯町少年の主張」大会が七飯中学校で開催されております。当日、北海道教育庁総務政策局長による学級編成等確認調査が大中山小学校で実施されました。
- それから、10月30日、駒ヶ岳安全祈願祭（閉山祭）ですけれども、駒ヶ岳神社で開催されました。
- 次のページになります。
- 11月1日、10月の定例教頭会議・主幹教諭会議が開催され、校長会議と同様の情報提供を行っております。
- 11月2日、当初教職員人事第1次協議、渡島教育局で、校長、教頭、一般教職員の人事に係わるヒアリングが行われました。
- 11月3日、御出席していただきましたけれども、文化センター「スターホール」で功労者表彰式が行われまして、教育委員会関係でも子どもたちも含めて多くの方々が受賞しております。
- 11月5日、大沼岳陽学校鈴蘭谷分校の学園祭に、これも来賓として出席し

たのは3年振りでございます。

11月9日、七飯町教育ゼミナールの閉講式が行われました。

11月11日、教育委員による学校訪問、七飯高等学校と七飯養護学校としております。残念ながら学校訪問についてはこの日だけで、以降については全て中止となりました。

それから、11月15日の定例教育委員会議についても、事務局のコロナ感染によりまして中止、それから渡島教育委員会教育委員研修会についても参加を見送ったということでございます。

同様に16日に開催される予定であった定例校長会議につきましても、中止となっております。

現在も開催しておりますが、11月16日から歴史館企画展「手仕事のぬくもり」についてということで、テーマが出されております。

11月18日の定例教頭・主幹教諭会議についても同様に中止になっております。

11月19日、土曜日、函館中央図書館で北海道小学生Scratchプログラミングコンテスト函館大会最終審査会が行われました。私も出席しましたが中学生の部で七飯中学校1年の生徒が優秀賞を受賞しております。

11月26日、白石加代子さんの「百物語」について演劇が開催されております。約300人の聴衆の方々が来られました。

11月27日、全日本実業団対抗女子駅伝競走大会、クイーンズ駅伝と呼ばれておりますが、これは仙台市で開催されております。大沼で合宿を行った積水化学が準優勝、4位にエディオンが入賞し、来年のシード権を獲得したということでございます。

11月29日、ズームで行われましたが、「これからの高校づくりに関する指針」改訂版素案に係る意見を聞く会が開催されております。

11月30日、アースデイ道南及びビトランジションタウン七飯様より、本の寄贈を町内の小・中学及び義務教育学校にいただいております。

12月4日、第37回開館記念ミニバレーボール大会、コロナ禍により中止となっております。

12月5日、スノーパークを運営する鈴木商会様より、七飯町内の児童に対してスキー場リフト1日無料券及びお子様カレー1食無料チケットをいただいております。

12月6日から9日まで、七飯町議会定例会、4日間の日程で開催されました。教育委員会関係では、パークゴルフ事業の指定管理者の指定が1件、補正予算について全て提案どおりに可決されております。

12月6日、最後のページになりますが、七重学校卒業式・開講式が開催され、定例会の初日ということで出席できませんので、文化財係長が代わりに出席しております。

12月10日、土曜日、スキー用具再活用フェアということで、スポーツセンターで開催され、140人の方々が来場し、それぞれお目当てのスキーなどが抽選でお渡しいただいております。

以上でございます。

教育行政動向報告ということで、少し長くなりましたけれども、質疑・意見等があればお伺いしたいと思いますがいかがでございますか。

山川委員

: 定例会ではどのような質問があったのですか。

学校教育課長

: 私のほうからは、教育行政方針に基づいて交通安全の合同点検を行ったのですけれども、その看板の関係の進捗状況。

あとは環境教育の学校の進捗状況です。

教育総務課長 : あとは教育行政方針の関係では、図書館の整備についての進捗状況ですね。  
生涯教育課長 : あと教育行政方針の中で、今年度、劇団四季による「心の劇場」をやったのですけれども、こちらの実施状況について聞かれています。  
その他、施設関係では教育委員会だけではなくて、役場の施設も含めて公共施設のボイラーですとか、その整備状況とか修繕ですとか、今後入れ替えるかどうかというような状況の質問です。

学校給食センター長 : 給食センターも給食費公費で考えないのかということと、あとは食品の安全性について質問されました。

山川委員 : 進捗状況や確認事項ですね。ありがとうございます。  
與田教育長 : ほかにございませんか。  
よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。教育行政動向報告、10月11日から12月13日までは報告済とさせていただきます。  
続きまして4、附議事件、議案第36号、令和4年度教育費補正予算に係る専決処理について事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案の2ページになります。議案第36号、令和4年度教育費補正予算に係る専決処理について御説明申し上げます。  
令和4年度教育費補正予算を別紙のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、第2条第2項の規定に基づき専決処理したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。  
このたび、報告いたします補正予算は、前回の11月定例会議に御説明申し上げる予定となっていた案件と、先週12月6日から9日で開催されました、令和4年第4回七飯町議会定例会において議決をいただいた案件を合わせたものを報告いたしますので御理解願います。  
また、今回の補正予算の概要として大きく三つありますけれども、1点目は各課で進めております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業のうち、既に事業が完了したものの減額。  
2点目は、昨今の原油価格の高騰に伴い、各種燃料費及び電気料金が令和4年度当初予算で決定した単価を超えており、今後の予算不足が見込まれることから、各公共施設の燃料費等を増額、また、今後の執行見込による事業費の追加、これが3点目になります。  
なお、議案は事業報告ごとにやっておりますので、各担当から説明がありますけれども、飛び飛びの説明になってしまいますが御了承願いたいと思います。  
それではA3の資料、3ページを御覧ください。  
まず、下段の項目になりますが、10款教育費5項1目保健体育総務費は、体育施設管理費臨時交付金事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民プール更衣室の三密を解消するための更衣室の増設、抗菌抗ウイルス仕様の備品を購入した事業が完了したことから、工事請負費と備品購入費を合わせて54万2,000円の減額でございます。  
次に、4ページを御覧ください。  
10款教育費1項2目事務局費は、対外競技参加費として各種目で新人戦大会等において、全道大会への出場が見込まれ、今後の不足分の対応として、対外競技等参加費補助金250万円を追加。  
次に、2項1目学校管理費は、校舎等営繕費(小学校)として、校舎ほか修繕料に40万1,000円を追加。

次に、6ページになります。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として、本年度開催予定で予算計上しておりました、大沼湖畔駅伝大会が中止となったことから、大沼湖畔駅伝開催負担金の270万円を減額、体育施設管理費は燃料費や電気料金の高騰及び予算の不足が見込まれることから、燃料費（重油・灯油）、電気料を合わせて401万8,000円の追加でございます。

教育総務課及びスポーツ振興課の所管分は以上でございます。

学校教育課長 : それでは、学校教育課所管分になります。

4ページになります。

10款教育費1項2目事務局費は、事務局費（学校教育）として、学校保健対策事業費補助金の追加配分があったことから、感染症対策・学習保障支援備品購入費用として175万円を追加。事務局費（臨時交付事業）として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となりますが、役務費は今後の修学旅行等においてコロナの状況により、中止、延期した場合のキャンセル料を町が負担しておりましたが、その執行残として481万9,000円を減額。

児童生徒等が使用するタブレット端末について、新たに保険をかけまして、その執行残として34万6,000円の減額。

備品購入費は、令和2年度以降、コロナ臨時交付金等を活用し、ICT環境を拡充してまいりましたが、その執行残として179万円を減額。

事業合計で、695万5000円を減額。

次に、2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として、燃料費等の単価増により燃料費を295万6,000円、電気料を426万9,000円増額。

事業合計で722万5,000円を増額。

次に、3項1目学校管理費は、学校管理費（中学校）として、燃料費等の単価増により、燃料費を389万円、電気料を1,381万7,000円増額。

事業合計で1,770万7,000円を増額いたします。

学校教育課所管分の説明は以上です。

生涯教育課長 : それでは、続きまして、生涯教育課所管分の補正予算について御説明をいたします。

資料3ページを御覧ください。

10款教育費4項3目社会教育振興費は、社会教育施設管理費（臨時交付金事業）として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、社会教育施設における感染症対策の消耗品及び備品の整備が終わり、事業が完了したことから、執行残の18万2,000円を減額するものでございます。

次に、資料4ページを御覧ください。

4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として決算見込みにより、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、合わせて17万6,000円を減額。

町内学習事業費は、同じく決算見込みにより、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで、合わせて38万9,000円を減額。

町内会館振興費も決算見込みにより、町内会館運営補助金で15万8,000円を減額。

次に、文化振興費は、文化振興費として決算見込みにより、10節需用費から13節使用料及び賃借料まで、合わせて67万2,000円を減額。

公民館管理費は、燃料費や電気料金の高騰により、予算不足が見込まれるこ

とから、燃料費（灯油）に8万8,000円、電気料に9万3,000円を追加し、事業合計で18万1,000円を追加。

次に、3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として燃料費の高騰により、予算不足が見込まれることから、燃料費（重油）に166万3,000円を追加。

大中山コモン管理費は、燃料や電気料金の高騰により、予算不足が見込まれることから、燃料費（重油）に47万5,000円、同じく燃料費（灯油）に6万2,000円を追加。施設修繕料に35万円を追加し、事業合計で88万7,000円を追加。社会教育施設管理費は、こちらも燃料の高騰により予算不足が見込まれることから、燃料費（灯油）に27万2,000円を追加。社会教育施設修繕費を25万円追加し、事業合計で52万2,000円を追加。

次に、文化財保護費は歴史館の管理費として、今後の予算不足が見込まれることから、消耗品に10万円。燃料費や電気料の高騰により予算不足が見込まれることから、こちらも同じく燃料費（重油）に41万6,000円、電気料に24万9,000円を追加。

屋上防水改修工事の入札執行残により、こちらは23万1,000円を減額し、事業合計で53万4,000円の追加となっております。

社会教育費合計で239万2,000円の追加です。

生涯教育課所管分の説明については、以上でございます。

学校給食センター長：続きまして、学校給食センターに関する部分を御説明させていただきます。6ページをお開き願います。

10款教育費5項2目学校給食費は、学校給食センター運営費として、学校給食車のフロントエンドが摩耗しているため、交換修繕料及びフロントシャフトのオイル漏れによる修繕料として、自動車修繕料18万2,000円を追加。

施設等修繕料といたしまして、10月末で既に予算を超えており、今後も修繕が想定されるため133万7,000円を追加。

合計で151万9,000円を追加するものでございます。

学校給食センター所管分は、以上です。

與田教育長：以上で議案第36号、令和4年度教育費補正予算に係る専決処理についての説明させていただきました、御承認賜りたくお願いいたします。

なお、質問、御意見等があれば、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

山川委員：給食施設の修繕というのはどのようなものか。

学校給食センター長：本当に様々というか、細々ありまして。

山川委員：施設そのものもあるのか。

学校給食センター長：施設そのものもありますし、例えばコンテナの部分ですとか、ハンマーキャスト、あるいはその電気釜のブレーカーですとか、フードスライサーの刃物が故障したとか、肉の冷凍庫の温度を下げるところが壊れたなど細々と出てきております。

山川委員：使用頻度に比例してということか。

学校給食センター長：そうです。毎日、使用しているものもございまして。

與田教育長：よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：ありがとうございます。

議案第36号、令和4年度教育費補正予算に係る専決処理については、御承認賜ったものといたします。

続きまして、議案第37号、七飯町就学指定校変更（校区外・区域外就学）

- に関する事務取扱要綱の一部改正について事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第37号、七飯町就学指定校変更（校区外・区域外就学）に関する事務取扱要綱の一部改正について、提案説明申し上げます。
- このたび提案いたします、七飯町就学指定校変更（校区外・区域外就学）に関する事務取扱要綱の一部改正につきましては、当初の制定から10年以上が経過し、許可基準につきまして近隣自治体と七飯町のものが異なっていたことから、内容についての見直しと文言の整理を行ったものでございます。
- それでは、資料1の七飯町就学指定校変更（校区外・区域外就学）に関する事務取扱要綱新旧対照表を御覧願います。
- 校区外就学の基準であった別表第1につきまして、校区外就学、区域外就学の共通の基準として改めます。
- 別表第1の修正に伴い、区域外就学の基準であった別表第2を削除いたします。
- また、申請書であります別記様式第1号及び別記様式第2号につきまして、理由欄に記載されていた語句を削除いたします。
- 議案に戻っていただきまして、附則として、この要綱は令和5年1月1日から施行するものでございます。
- 提案説明は、以上でございます。
- 御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 與田教育長 : ただいま、提案説明を申し上げました。詳細については記載のとおりなのですが、すけれども、基本的には近隣自治体と足並みをそろえた内容にしたところで、児童生徒に不利益は生じないという前提で、御質問、御意見等があればと思いますがいかがでしょうか。
- 加屋本委員 : 町、市独自のこういうものを作成すると思うのですが、近隣町村との差が大きくなってくれば当然こういうことをしなければならぬ。この近隣町村というのは、具体的には函館市、北斗、七飯、この辺のですか。こういうのは大きな単位というか渡島とか檜山とか、そういうので統一して作るとか、そういうものはないのですか。
- 與田教育長 : 基本的には各自治体で行います。
- 加屋本委員 : なるほどね。分かりました。
- 與田教育長 : あと、よろしいですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。
- 議案第37号、七飯町就学指定校変更（校区外・区域外就学）に関する事務取扱要綱の一部改正について御了承賜ったものといたします。
- 続きまして、議案第38号、七飯町特認校制度実施要綱の一部改正について、提案説明を事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長 : それでは、議案第38号、七飯町特認校制度実施要綱の改正について、提案説明を申し上げます。
- このたび、提案いたします七飯町特認校制度実施要綱の一部改正につきましては、当該特認校につき5名以内としていた募集人数について、学校の実態に応じて定めるため、変更するものでございます。また、期間を定めて公募を行うとしていた募集の期間と方法について、申請による扱いにするものでございます。
- それでは、資料2の七飯町特認校制度実施要綱新旧対照表を御覧願います。
- 第9条見出し中「定員」を「人数」に改め、同条中「定員」を「人員」に、「ごとに5名以内とする」を、「の実態に応じて決定する」に改めます。
- 第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条を第11

条とし、第14条を第12条といたします。

議案に戻っていただきまして、附則としてこの要綱は令和5年1月1日から施行するものでございます。

提案説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : これについても、今まで5名ということだったので、5名しか受けられなかったのです。ただ、そのクラスの人数等を考えたときに、もっと受けられますよというような状況も出てきましたので、その点を教育委員会として一律に決めるのではなくて、各学校の当該年度のクラスの状況と校長の判断で受入の人数については決めると、そのような形で柔軟性を持たせたということです。

あと、時限についても基本的には随時ということで、要するに、特認校に来るということは、その学校に行きたいということなので、であれば、そこにもっと広く門戸を開いていたほうが、よりその行きたいという児童生徒に対して、受け皿としては閉じるよりは開いていたほうが、やっぱり教育をする考えとしては、必要なのではないかという判断をさせていただいて、こういう形に今回させていただいたということです。ということで、御質問、御意見等があれば承りたいと思います。

山川委員 : 実態によって決定するということについては賛成です。現状というか、実際、どういう利用があるのか。

学校教育課長 : 現在、特認校を利用して在籍している児童生徒数は令和3年度で藤城小学校で4名、大沼岳陽学校で1名、令和4年度ですけれども、藤城小学校で1名、大沼岳陽学校で2名が在籍しております。

今現在、藤城小学校でトータルの特認校の在籍が5名、峠下小学校も対象になっているのですけれども、峠下小学校はおりません。大沼岳陽学校で3名、計8名が今、特認校制度で在籍しております。

與田教育長 : 保護者の方はいられます。大沼岳陽学校に行こうか、峠下小学校に行こうか、藤城小学校に行こうかということで、その選択肢が広がるということですね、人数にある程度柔軟性を持たせるということは。そういう意味では、こちら側から大沼岳陽学校に来ますと言っている子もいらっしゃいますし、大沼岳陽学校に行こうかなと思ったけれども、やっぱり藤城小学校にしようかなというようなことで、まだ悩んでいる方もいらっしゃいます。

そういう意味では、選ばれる側として悩んでいる方がいるということはいいいことかなとは思っています。

山川委員 : この大沼岳陽小学校の場合は、学年的には7、8、9年とかではなくて、1年から6年までの間のですか。

学校教育課長 : それでは、補足いたします。

先ほど、令和3年度に1名入学していますけれども、こちらがちょうど入学時に七飯中学校のほうから、大沼岳陽学校の7年生、中学進学に当たって7年生になって入学しております。

令和4年度、今年度につきましては、年度途中の転入になりますけれども、これは5学年に1名、6学年に1名ずつ、これは兄弟ですね。兄弟で2名で転入で入学しております。

山川委員 : 大沼岳陽学校の場合は9年生まで受け入れるということですね。ありがとうございます。

與田教育長 : ほかにございますか。  
よろしいですか。

全員 : (はい)



與田教育長

: ありがとうございます。

議案第38号、七飯町特認校制度実施要綱の一部改正について、御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第39号、七飯町奨学金等償還支援事業助成金交付要綱制定について、御説明をお願いいたします。

教育総務課長

: 議案第39号、七飯町奨学金等償還支援事業助成金交付要綱の制定について、御説明申し上げます。

七飯町奨学金等償還支援事業助成金交付要綱を制定することについて議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料、資料3を御覧いただきたいと思います。

改正案の概要といたしまして、次のページから事業の説明資料を添付してございます。

このたび、新規事業となりますので、次のページの説明資料について、御説明申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

まず1、償還支援制度を新設する目的でございます。

七飯町の発展に寄与する意思がある者への支援はもとより、町へのUIJターンの促進と人口流出の抑制、人口減少時代における定住人口の増加及び地域企業の労働力確保を推進するため、七飯町育英基金や日本学生支援機構の奨学金等を借入している方を対象に、前年度償還した奨学金等の一部を助成する制度を実施するものでございます。

2、支援の対象となる奨学金として、一つ目は七飯町育英基金、二つ目は日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）この第一種というのは無利子の奨学金でございます。第二種が有利子の奨学金でございます。

そのほか、町長が認める奨学金を想定してございます。

3、助成金の額として、前年度中に償還した奨学金を基に計算することとしておりまして、（1）として七飯町内の事業所等に就業した場合、前年度の償還額に3分の2を乗じた額。（2）として、近隣市町村の事業所等に就業した場合、前年度の償還金に2分の1を乗じた額としてございます。

4、対象となる条件として、下に8つの諸条件を記載しておりますが、簡単に申し上げますと、令和4年3月以降に大学等を卒業し、年度ごとの奨学金を全額納付し、七飯町居住し、町内及び近隣市町に就業した方に助成をするというものでございます。

続いては5、助成対象期間として、いずれかの奨学金等の償還が開始した月から起算して10年間としています。

6、助成金申請の流れ、7の提出書類は、記載のとおり、こちらをご覧くださいと思います。

8、周知方法、9、今後の手続きの流れとして、対象者への案内文の送付、町ホームページ、広報ななえの掲載により周知を図ってまいります。

また、高校就学の奨学金も対象になりますので、今後、中学3年生にも周知するよう進めてまいりたいと思っております。

資料にはございませんが、ケースとして七飯町の育英基金を借りるとした場合、私学の大学に育英基金を借りた場合、月額最高2万5,000円、これの12か月×4年間、フルに借りた場合には120万円借りることになります。これを、10年間で償還することになるのですけれども、そうすると1年間に12万円ずつ償還するということになります。

七飯町に帰ってきていただいて、七飯町に住んでいただいて町内の事業所に勤めると、この12万円の3分の2が助成の対象になります。これの10年間ということになると、1年間8万円×10年分なので、80万円が助成に

なるということで、町外の会社に就労した場合には120万円の2分の1ということになりますから、60万円の助成ということでございます。

日本学生支援機構、こちらのほうは私どものほうでどのくらいの方が町内の方で借りているかというデータが全くありませんので、そこは申請がないと分からないのですけれども、アンケートによると全国平均というのは324万円という調査があります。それからすると、町内に居住した場合には、20年償還した場合には1年間に16万円ちょっとお支払いするような格好になりますので、そうすると、これの3分の2になると10万8,000円が1年間で援助になるということになります。

町外に就労した場合には、年間8万1,000円を10年間というような算定になります。

七飯町の育英基金と日本学生支援機構を同時に借りている方もいらっしゃると思いますし、七飯町の育英基金のみだとか、日本学生支援機構の奨学金、また私どもが想定していない奨学金もあるかもしれませんけれども、それは申請した際に確認をして対象となるものは対象として扱うということで進めてまいるということで決まっております。

施行期日については、この訓令は、公布の日から施行するものということでございます。

以上で、提案説明でございます。

與田教育長 : 提案のとおり全く新しい事業ということですか。

加屋本委員。

加屋本委員 : よろしいですか。

基本的には大賛成です。とってもいい事業かなと思います。

それで、こういう事業をこの道内の市町村で実施しているところというのは、もう先陣切っているところはあるのですか。状況を教えてくださいたいです。

教育総務課長 : 北海道の政策のほうのホームページなどに、七飯町のように先行してやっている助成制度が掲載されていまして、今日も確認したのですけれども、47市町村がもう先行してやっております。

その中には、七飯町のように一部助成、支援をするというパターンと、全額支援するパターンとございます。大体そこの市町に住んでいただいて、あとは条件が私どもとしては、就労するという、労働力確保ということも条件にしましたので、そういうことでやっております。

渡島でも北斗市が同じようなやり方でやっております。八雲も大体同じです。木古内は看護師が足りないということで、地域の課題があるということで、看護学校に行って、戻って木古内の国保病院だとか町の老人ホームがたしかあるはずなのですけれども、そこで就労した場合に援助するというような内容のものがございます。

以上です。

加屋本委員 : すごく良い制度で、私も全然市町村の例を知りませんでしたけれども、今、聞いたのは、実は私が恵庭の病院で聞いたのだけれども、各階に50人ぐらいずつ看護師と理学療法士、作業療法士がいっぱいいて、話ししていると必ず出てくるのがこの奨学金の問題なのです。なんとかならないかと、向こうで3人ぐらいと話していて、かなり苦しいのだそうです。

だから、七飯町でもこういうのを実施していくというのは、一つはこういうのをやっているのだという宣伝を、やはりあらゆる場でやってほしいということで、現実やはりこれが動き出していくと、看護師、介護医療関係とか、1人でも2人でもそういう就労の人数を確保しやすいのかなということで、とりあえず宣伝活動をよろしくお願ひしたいなと思います。

- 山川委員 : 私も本当にこの制度に大賛成で、加屋本委員がおっしゃったように、みんなに本当に周知していくということに、かなり力を入れていただきたい。  
あと、この助成金の総枠はあるのですか。幾らまで、天井無いわけではないですよ。
- 教育総務課長 : いろいろな町で貸し出ししているものについては把握できて、いろいろな国とか民間の、そういったものを借りた人たちが手を挙げてきた場合に、限度額というのか枠はあるのですか。
- 教育総務課長 : 今の制度では、個人に渡るお金がその1年間に12万円が最大になっていまして、今後、私どものほうでその予算化をすることになってはいますが、その先ほど申し上げましたとおり、町の育英基金については何年間もデータが残っていますから、この方たちが七飯町に戻ってきて町内の会社に就労した場合というのは想定できるのですよね。  
あとは、それ以外の日本学生支援機構等の借入者については、不確定で私どもも分かっておりませんが、予算があるので予算の範囲以内ということではなくて、やはりその申請してくださった方を極力救うために予算取りをしっかりとしていきたいなと思っております。  
この事業を行うに当たりまして、国の特別交付税で50%交付税措置されるという事業になっております。その財源を使って進めていきたいということでございます。
- 與田教育長 : よろしいですか。  
では、議案第39号、七飯町奨学金等償還支援事業助成金交付要綱の制定について、御承認賜ったものとさせていただきます。  
続きまして、議案第40号、七飯町老人大学開設要綱の一部改正について、御説明をお願いいたします。
- 生涯教育課長 : それでは、議案第40号、七飯町老人大学開設要綱の一部改正について、提案説明申し上げます。  
七飯町老人大学開設要綱の一部改正する訓令を制定することについて、議決を求めるものでございます。  
提案説明に係る主な改正内容につきましては、別添の議案関係資料で御説明いたしますので、資料4を御覧願います。  
1、改正理由でございますが、現在、開設しております大中山老人大学の自治会から老人というイメージを払拭するため、愛称をつけてほしいというような申し出がありましたので、これに応じるため新たに愛称を加えるため、七飯町老人大学開設要綱の一部を改正するものでございます。  
2、改正内容としまして、大中山老人大学の愛称をアップル大学とし、これを加えるものでございます。  
3、施行期日として、この訓令は公布の日から施行するものでございます。  
なお、新旧対照表につきましては、次のページに添付してございますので、御参照願います。  
提案説明は以上でございます。
- 與田教育長 : 提案説明でおっしゃいました、このアップル大学という名称については、老人大学自治会として、こういう名前にしてほしいということで要望があった内容でございます。ぜひ、総意で承認していただきたいと思っております。  
よろしゅうございますか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。  
議案第40号、七飯町老人大学開設要綱の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。

次の議案第41号、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長 : 議案第41号、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定に係る専決処理について、提案説明を申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第4条の規定による指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法、第244条の2第6項の規定に基づき町議会の議決を求める必要があることから、下記のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を、教育長に委任する規則、第2条第2項の規定に基づき、専決処理いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設は2か所ございまして、(1)施設の名称は、七飯町パークゴルフ場七飯コース。

施設の位置は、亀田郡七飯町本町2丁目140番地1でございます。

(2)施設の名称は、七飯町パークゴルフ場大中山コース。

施設の位置は、亀田郡七飯町大川11丁目347番地1でございます。

2、指定管理者となるべき団体の住所、氏名及び代表者氏名でございますが、住所は記載のとおりでございます。

名称は、グリーンP・Gサービス株式会社。

代表者氏名は、代表取締役、大森章吾氏でございます。

3、管理を行わせる期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年でございます。

提案説明は以上でございます。

與田教育長 : 提案説明をいただきましたが、現在、管理をしている事業者が継続して管理をするという形で議決をいただいたということでございます。

特段、御質問、御意見等はないと思いますが、この内容でよろしゅうございますか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

議案第41号、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定に係る専決処理について、提案どおり御承認賜ったものとさせていただきます。

以上をもちまして、令和4年第12回定例七飯町教育委員会会議については終了させていただきます。

お疲れ様でした。